

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則及び長期優良住宅の普及の促進に関する
法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和7年10月1日
国土交通省住宅局

国土交通省では、令和7年8月4日（月）から令和7年9月3日（水）まで、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、1件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の内容とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ①募集期間：令和7年8月4日（月）～令和7年9月3日（水）
- ②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ③意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、電子メール及び郵送

2. 意見数

提出意見数1件（提出者数1名）

3. お問い合わせ先

国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付意見募集担当
電話番号03-5253-8111（内線39963）

御意見の内容及び国土交通省の考え方

御意見の内容	国土交通省の考え方
<p>1. 適正化法 72 条に準じて作成する管理業者管理方式における管理者の重要事項説明については、契約内容に変更がない場合の実施について、書面の配付・都度説明会の実施が必要なのか。</p> <p>2. 第 39 条 3 項の区分所有者監事のなり手がいない場合の措置、外部監事のみで良いのか・輪番等で対応するのか。理事のなり手不足に対して対応する管理者管理方式で監事の選出は任意であるべきだと思う。</p> <p>3. 適正化法 76 条に定める管理者管理における有価証券等の保管については誰が保管するのが良いか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書等に押印した印鑑を保管していなければ管理者が保管可能か。 ・契約書に押印した印鑑を保管していない外部監事は保管可能か。 <p>4. 第 42 条の 2 監事は管理者が議長を務める場合議事進行について監督するとあるが、出席できない場合を想定して出欠表・議事録等の確認とすることは可能か。</p> <p>5. 第 21 条管理者が実施する災害等の緊急時における保存行為の代表的な具体例を示して欲しい。</p>	<p>いただいた御意見については、本件の内容とは関わらないものと思料いたしますが、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の関係法令において該当の条文が確認できるものについては、当省に寄せられた一般的な御質問への回答として、以下のとおり回答いたします。</p> <p>1. マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 72 条第 2 項の規定により、従前の管理受託契約又は管理者受託契約と同一の条件で契約を更新しようとするときは、あらかじめ、区分所有者等全員に対して重要事項を記載した書面を交付すればよく、説明会の実施は必要ありません。</p> <p>3. マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第 87 条第 2 項第 2 号の規定により、修繕積立金等が有価証券である場合は、金融機関又は証券会社に、当該有価証券の保管場所を自己の固有財産及び他の管理組合の財産である有価証券の保管場所と明確に区分させ、かつ、当該受託有価証券が受託契約を締結した管理組合の有価証券であることを判別できる状態で管理させることとなります。</p>